

Q



相続税・贈与税の納税義務者の範囲について見直しが行われましたが、その内容を教えてください。

A



国内に住所を有しない外国人（日本国籍を持たない者）について、相続税・贈与税の課税対象の範囲が見直され、一定の場合にはその範囲が縮小されることとなりました。

●改正概要●

納税義務者と課税財産

減税

<改正の内容>

日本に長期間住所を有していた**外国人**について、出国後相続・贈与が発生した際に、国外財産も含めて相続税や贈与税を課税する現行制度が見直され、**国外財産の納税義務が緩和**されることとなりました。

<例外>

ただし、租税回避行為を防ぐため、外国人が帰国後、短期間のうちに**国外財産**の贈与をし、その後再び日本に戻ってくる場合には国外財産にも**贈与税が課税**されます。

| | | | | | |
|--------------------|------------------------------|--------------------------|------------|----------|------------|
| 【親世代】 ・被相続人、贈与者 | 【子世代】 ・相続人、受贈者 | 国内に住所あり※1 | 国内に住所なし | | |
| | | | 日本国籍あり | | 日本国籍なし |
| | | | 10年以内に住所あり | 左記以外 | |
| | | 国内財産・国外財産ともに課税 | | | |
| 国内に住所なし | 10年以内に住所あり | | | | 国内財産のみ課税 |
| | 日本国籍がなく 15年以内に 国内に住所あり | 国内に住所を有した期間が 通算で10年以内 | | | 国内財産のみ課税※2 |
| | | 国内に住所を有した期間が 通算で10年超 | | | |
| 上記以外 | | | | 国内財産のみ課税 | |

改正前：国内財産・国外財産ともに課税
↓
改正後：国内財産のみ課税（一部例外有り）

※1 ただし、在留資格による**一時的滞在**の場合は、国内財産のみに課税される

※2 贈与者が国内に住所を有しなくなった日から**2年を経過する日までに**、**国外財産**の贈与をし、同日までに国内に住所を有するときは、**贈与税が課税**される。

平成30年4月1日以後の相続・贈与に適用



POINT



今回の改正は、平成29年改正の際に、海外で出生し、日本国籍を取得しなかった子が国外に居住し、親が一時的に住所を国外に移したうえで、国外財産を贈与する租税回避を防止する改正を行った煽りを受けて、課税が強化された外国人を救済するために改正が行われました。